

（仮称）滋賀県子ども基本条例 検討報告書

滋賀県子ども若者審議会
（令和6年6月）

は じ め に

平成元年（1989 年）11 月に国連総会で「児童の権利に関する条約（以下、「子どもの権利条約」といいます。）」が採択されました。子どもの権利条約の大きな特徴は、子どもを権利行使の主体として保障していることです。従来は、子どもは成長過程にあるという理由から、大人に保護・養育され、管理される対象として考えられてきましたが、この条約では、子どもにも大人と同じ人間としての権利を認め、子どもの「生きる権利」「発達する権利」「保護される権利」に加えて、新たに「意見表明や参加する権利」などを保障しています。

わが国では平成 6 年（1994 年）に、子どもの権利条約を批准し、令和 4 年 6 月には子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「子ども基本法」が成立し、令和 5 年 4 月に施行されました。

滋賀県においては、平成 18 年（2006 年）に「滋賀県子ども条例」を制定し、子どもが人権を尊重され夢を持って健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境づくりを進めてきましたが、条例制定から 18 年が経過し、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。主体的に考え探究する生き生きとした子どもの姿が見られる一方で、虐待や貧困などの困難な状況や、ネット上での著しい権利侵害等の課題も顕在化しています。また、保護者の子育ての負担感や孤立感による、子どもを育てることに対する不安等も増加しています。

こうした状況などを受け、令和 4 年 12 月、知事から滋賀県子ども若者審議会に対し、子どもを中心に置き、子どもが幸せに成長し、大人が子育ての喜びを実感できる滋賀を実現するため、新たな条例の策定について諮問がありました。

諮問を受けて、本審議会では滋賀県子ども若者審議会条例検討部会（以下、「条例検討部会」という。）を設置し、様々な立場の委員に参画いただき、子どもの権利条約の考え方や全国の自治体で制定された条例などを参考にしながら、条例に盛り込む内容について検討を重ねてきました。

今般、知事に対する答申である「（仮称）滋賀県子ども基本条例 検討報告書」を取りまとめましたので、今後の県における条例制定に向けての一助としていただき、滋賀の子ども、より一層の幸せにつながる条例が制定されるよう、委員一同、心から願っています。

目 次

I	条例制定についての考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	現状と課題	
2	条例の規定についての基本的な考え方	
3	条例の制定過程についての方針	
4	条例の周知についての方針	
II	条例に盛り込むべき内容・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1	前文	
2	目的	
3	定義	
4	基本理念	
5	子どもの権利が守られる社会づくりの推進	
	(1)子どもの意見を聴く仕組み、子どもの意見の施策への反映	
	(2)子どもの社会参画の促進	
	(3)広報、普及啓発、機運醸成	
	(4)基本理念を実現するための基本計画の策定と審議会の設置	
	(5)子どもの権利の保護のための仕組み	
6	関係者の役割等	
III	おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	参考資料編・・・・・・・・・・・・・・・・	8
1	検討経過	
2	滋賀県子ども若者審議会委員名簿	
3	滋賀県子ども若者審議会条例検討部会委員名簿	
4	滋賀県子ども若者審議会への諮問書（令和4年12月27日付滋子青第2695号）	
5	子どもWEBアンケート結果（抜粋）	

I 条例制定についての考え方

1 現状と課題

平成 18 年の滋賀県子ども条例制定時から、虐待やいじめ、不登校、非行などの問題のほか、核家族化や地域コミュニティの脆弱化といった課題が指摘されていました。近年では、そういった状況に加え、貧困やヤングケアラーの問題や、障害のある子どもや外国につながる子どもなど支援などが大きく取り上げられるなど、子どもを取り巻く深刻な状況が広く認知されるようになりましたが、その対応についてはまだまだ改善や充実が求められています。

また、新型コロナウイルス感染症は、人々の生活に大きな変化をもたらし、とりわけ子どもへの影響は顕著であり、このような緊急事態があった場合においても、子どもの健やかな成長が守られることの重要性も顕在化しています。

こうした現状を克服するに当たっては、保護者や支援者等についても、負担感や孤立感の解消が課題となっており、関係者が連携して子どもの権利の保障に必要な環境を整備していく必要があります。

加えて、子どもに関わる施策について、子どもの意見を聴き、反映する仕組みが十分な現状であるとは言えません。子ども自身が子どもの権利について知って理解する機会を設けるとともに、子どもの社会参画を促し、子どもの意見を反映する仕組みを作り、子どもの権利が守られる社会を実現することが求められています。

2 条例の規定についての基本的な考え方

子どもの権利を守り、子どもに関わる全ての施策が、子どもの権利を守る観点に基づき実施され、全ての子どもが心身共に健やかに安心して成長することができる社会が実現されるよう、基本理念を明示し、それを実現するための関係者の役割や推進体制等を規定することが望ましいと考えます。

また、条文の解釈の補助となるように前文を設けることが望ましいと考えます。

3 条例の制定過程についての方針

条例の制定過程においては、当事者である子どもの意見を聴き、それを反映することが重要です。条例検討部会においては、高校生や大学生が委員に加わるほか、県内の子どもを対象としたアンケートを踏まえた議論を行うなど、子どもの参画による条例の検討を進めてきたところです。

今後の条例制定過程においても、子どもの意見が反映されるよう取り組まれることが重要と考えます。

4 条例の周知についての方針

条例を周知するに当たっては、子どもにわかりやすい周知が必要と考えます。例えば、小学生向けや中高生向け、大人向け、多言語対応など周知の対象に応じた文言の工夫が必要です。

また、条例検討部会における議論では、特に子ども自身や子どもと関わりのある大人が子どもの権利について知ることの重要性について指摘されているところであり、本条例の周知と併せて子どもの権利に関する普及啓発が必要と考えます。

Ⅱ 条例に盛り込むべき内容

1 前文

本条例の基本的な立場を示すため、以下の点を踏まえた前文を設ける必要があると考えます。

(1) 子どもの権利

- ・子どもは生まれながらに固有の権利を持ち、子どもの権利条約では、差別の禁止、生命、生存および発達に対する権利、子どもの意見の尊重、子どもの最善の利益の一般原則などが定められています。
- ・子どもは一人ひとりがさまざまな個性や能力をもったかけがえのない大切な存在であり、基本的人権の享有を妨げられることなく、個人として尊重されます。
- ・子どもは社会を構成する一員として、あらゆる場所で子どもの意見の尊重や社会参画が促進される必要があります。
- ・子どもは今を生きる存在であるとともに、次代の社会を担う存在であることから、子どもの持つ大いなる可能性が閉ざされないよう多様な経験を積み重ねることができ、必要な支援を受けることができる社会環境が必要です。

(2) 子ども等を取り巻く課題

- ・いじめや虐待、貧困、ヤングケアラーの問題など、子どもを取り巻く状況は深刻です。
- ・また、保護者や支援者の負担感や孤立感を、社会全体でどう解消し、子どもの権利が守られる環境づくりをしていくかも、先送りできない、喫緊の課題です。

(3) 子どもの権利が守られる社会へ

- ・子どもの権利が守られ、全ての子どもが心身共に健やかに成長することができるよう、子どもの権利条約の精神にのっとり、全ての子ども施策が、子どもの権利を守る観点に基づき実施することが求められます。
- ・また、県はもとより、市町、保護者、学校等、事業主、県民等の多様な主体が相互に連携および協力し、社会全体で子どもを支える取組を推進することが求められます。

(4) 私たち～子どもと大人～の誓い

- ・私たちは、一人ひとりが自分の人生の主役であり、かけがえのない存在であることを自覚します。
- ・私たちは、子どもの権利について知り、学び、行動します。
- ・大人は子どもにわかりやすく子どもの権利を伝えます。
- ・大人は、子どもの立場に立って、子どもの声に耳を傾け、適切に応答します。

2 目的

本条例が目指す目的として、以下の点を掲げる必要があると考えます。

- ・子どもの権利を守ること。
- ・全ての子どもが心身共に健やかに安心して成長することができる社会を実現すること。

3 定義

本条例で使用する用語の意味と範囲を次のとおり定義する必要があります。

- (1) 条例の対象となる「子ども」とは、心身の発達の過程にある者¹
- (2) 条例で用いる「子ども施策」とは、子どもの権利が守られる社会づくりのために必要な子どもに関する施策およびこれと一体的に講ずべき施策
- (3) 条例で用いる「学校等」とは、学校教育法に規定する学校、児童福祉法に規定する児童福祉施設その他これらに類する施設

4 基本理念

本条例の目的を達成するため、また、本条例に基づく施策や措置を行うにあたり、重要となる考えを基本理念として次のとおり示す必要があると考えます。

- (1) 子どもの権利条約の精神にのっとり、次に掲げる事項²をはじめとした子どもの権利を守ります。
 - ① 全ての子どもは、個人として尊重され、その基本的人権が保障され、および差別的取扱いを受けない権利を有すること。
 - ② 全ての子どもは、適切に養育され、その生活を保障され、愛され保護され、その健やかな成長および発達ならびにその自立が図られることその他の福祉に係る権利ならびに教育を受ける権利を有すること。
 - ③ 全ての子どもは、その年齢および一人ひとりの発達の段階に応じて、自己に影響を及ぼす全ての事項に関して意見を表明し、および多様な社会的活動に参画する権利を有すること。
 - ④ 全ての子どもについて、子どもの年齢および一人ひとりの発達の段階に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること
- (2) 子どもの権利が守られる社会づくりは、国、県、市町、父母その他の保護者³、学校等、子育て支援団体、事業主および県民が相互の連携および協力の下に、推進します。
- (3) (1)の実現を図り、子どもが頼れる人や居場所を見つけ、自分を大切にしたい気持ちを伝えたり、周りの人との関わりを大切にしながら、ともに社会をつくっていくことができるよう、子どもの年齢及び一人ひとりの発達の段階に応じた支援を切れ目のないように行うとともに、子どもに関わる全ての施策を子どもの権利を守る観点に基づき実施することにより、子どもの権利が守られる社会の実現を推進します。

5 子どもの権利が守られる社会づくりの推進

子どもの権利が守られる社会づくりを実現するための取組として、以下の項目を位置付け、実行していく必要があると考えます。

¹ こども基本法の「こども」と同義。

² 子どもの権利条約の4原則（「差別の禁止」「生命、生存及び発達に対する権利」「児童の意見の尊重」「児童の最善の利益」）を踏まえている。

³ こども基本法第3条第5号に規定する「父母その他の保護者」をいい、親権を行う者に限るものではない。

(1)子どもの意見⁴を聴く仕組み、子どもの意見の施策への反映

- ①子どもに影響を及ぼす事項について、子どもの意見が聴かれ、反映される社会づくりを社会全体で推進することが必要です。
- ②子ども等から意見を聴くに当たっては、次の事項に配慮することが必要です。⁵
 - ア 子どもにとって十分かつわかりやすい情報を提供すること。
 - イ 子どもの意思に反して意見表明を強要されないこと。
 - ウ 子どもの年齢および一人ひとりの発達の段階に応じて、その意見が尊重されること。
 - エ 子どもの生活に関連する内容であること。
 - オ 子どもが意見を表明しやすい環境を整備し、自分でうまく意思を伝えられない子どもに対して、その意思をくみ取り、必要に応じて子どもの意見を代弁すること。
 - カ 全ての子どもに対して均等な機会を提供すること。
 - キ 子どもの参加を効果的に促進するための準備を行うこと。
 - ク 意見を聴取する目的に応じた匿名性の確保への配慮を行うこと。
 - ケ 聴取した意見に対して適切に応答すること。
- ③県が子ども施策を策定し、実施し、および評価するに当たっては、当該子ども施策の対象となる子どもの意見を聴いて反映させるため、当該子ども施策の目的等に応じて必要な措置を講ずることが必要です。
- ④県は、自分でうまく意思を伝えられない子どもに対して、その意思をくみ取り、必要に応じて子どもの意見を代弁する者（アドボケイター）の育成の促進に取り組むことが必要です。

- ・ 大前提として、子どもが安心して意見が言える安心できる居場所を作ることが重要です。

なお、子どもからの意見聴取の具体的な方法は、目的に応じて適切な方法を検討することが必要です。具体的な意見聴取の方法等について、県庁全体で子ども施策への意見反映に取り組まれるよう、子ども WEB アンケートの結果や国が策定したガイドライン等を参考に、庁内職員向けのガイドライン等の作成が必要と考えます。

また、子どもが意見を表明することは、自己効力感の向上など子ども自身の成長や、県政への関心醸成など社会の理解につながります。そのためには、意見を表明する機会を設けるだけではなく、子どもへの応答（フィードバック）を行うことが重要と考えます。

(2)子どもの社会参画の促進

- ・ 県は、子どもが家庭、学校、地域等において、自身に関わることについて自由に意見を表明できるとともに、自発的に活動し、社会の一員として社会参画が促進されるよう、必要な環境の整備を図ることとします。

⁴ 子どもの権利条約における「意見」の原文は「view(s)」であり、言語化された意見のみならず、非言語（遊びや身振り、絵等）で表現される意見も含まれる。

⁵ 国連子どもの権利委員会 第12条に関する一般的意見(2009)における「意見を聴かれる子どもの権利を実施するための基本的要件」を参考。

(3)広報、普及啓発、機運醸成

- ・子どもの権利や県が行う子ども施策に対する子どもを含む県民の理解と関心を深め、社会全体で子どもの権利の尊重に取り組む社会的機運を醸成することが必要です。
- ・そのために、本条例や子どもの権利条約の趣旨および内容ならびに子ども施策について、広報活動を充実するほか、子どもにとってわかりやすい情報の提供が必要です。

(4)基本理念を実現するための基本計画の策定と審議会の設置

- ・目的や基本理念を実現するため、次のような事項に関する具体的な施策の方針や内容を定め、これを公表することが必要です。
 - 子どもへの支援に関すること
 - 子どもの権利についての理解・認識に関すること
 - 保護者や支援者に対する支援に関すること
 - 家庭による場合と同様の養育環境の確保に関すること
 - 関係者の役割や支援体制に関すること
 - 基本理念の実現に必要な体制や財政措置に関すること
 - その他基本理念の実現に関すること
- ・計画の策定に当たっては、子どもの意見を聴くことが必要です。
- ・滋賀県子ども若者審議会を設置し、基本計画の策定及び変更について意見を言えるようにするとともに、基本計画の実施状況について、毎年同審議会が報告を受け意見を言えるようにすることが必要です。

(5)子どもの権利の保護のための仕組み

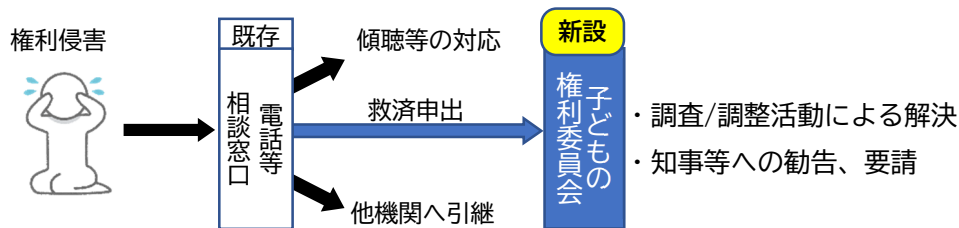
- ・子どもは、大人に比べて相対的に弱い立場となりやすいことから、様々な権利侵害を受けやすい状況に置かれています。子どもの権利侵害に対する速やかな救済と回復を図るほか、子どもの権利に関する制度提案、県と連携して子どもの権利やその保護の仕組みなどに関する周知啓発を行う第三者機関を設置することが必要です。
- ・救済の対象となる子どもは、設置の趣旨を踏まえると原則 18 歳未満の者とするのが適当と考えますが、例えば、同学年にも関わらず救済の対象外となる子どもが存在することや、児童福祉法では必要に応じて 18 歳以上の者を支援・措置の対象としていることなどを踏まえると、18 歳以上の者で現に救済が必要な場合についても対象としつつ、他の施策や救済プロセス等と適切に連携を図っていく必要があります。
- ・救済の申出は、子どもまたは保護者以外の者から行うことができるようにする必要があると考えます。

また、子どもが現に権利の侵害を受けており、その救済のため必要性があると認められるときは、第三者機関が自己発意により事実について調査をできるようにすることが必要です。

- ・救済の申出の受理や調査・調整を行うに当たっては、子どもの意見または意向を勘案する必要があると考えます。
- ・県の執行機関は、第三者機関の独立性を尊重するとともに当該機関に積極的に協力し、および援助しなければならない旨を規定する必要があります。
- ・運用に当たっては、県が設置している子ども・子育て応援センターの機能を強化して相談窓口の

充実および連携体制の構築を図り、現に子どもの声を聴いている支援団体など子ども・子育て応援センター以外のチャンネルからも子どもの声を広く受け止め、権利侵害に対する救済が必要な事案に対して対応できるような仕組みを構築することが必要です。

- ・子どもの権利に関する制度提案を行うに当たっては、救済事案や相談窓口を通じた子どもの声を踏まえるほか、例えば、子ども委員に意見を求めるなどの方策が考えられます。
- ・なお、この仕組みは、子どもに安心して意見が言える安心できる居場所を作ることと併せて検討する必要があります。



6 関係者の役割等

本条例の目的、基本理念を達成するため、関係者の役割等を次の方針に基づき明記する必要があります。

(1) 県

- ・県は、子どもの権利が守られる社会づくりを推進します。
- ・県は、子どもや保護者、支援者等を孤立させない体制をつくります。
- ・県は、基本理念の実現に向けて子ども施策を実施するとともに、その実施に必要な財政上の措置や体制の整備を図ります。
- ・県は、市町、保護者、学校等、子育て支援団体、事業主および県民が、それぞれの役割を果たし、相互に連携し、および協力して子ども・子育て支援を行うことができるよう必要な助言その他の支援を行います。

(2) 保護者

保護者は、子どもが健やかに安心して成長できる環境を整え、子どもを育みます。

(3) 学校等

- ・学校等は、教育を受ける権利を保障する場であることを踏まえ、子どもの発達段階に応じて、一人ひとりが抱える個別の困難や課題に向き合い、個性の発見と可能性の伸長、能力の発達を図るよう子どもへの支援に努めます。
- ・学校等は、子どもが意見を表明できる環境の整備に取り組みます。
- ・学校等は、学校等や地域における子どもの社会参画を促進します。
- ・学校等は、学校等が安心して楽しく通える魅力ある環境となるよう取り組みます。

(4) 事業主

事業主は、児童・年少者の雇用に関する法令を遵守するとともに、子どもが雇用される場合にはその健康および福祉に特段の配慮を行います。併せて、子どもに関わる大人の職場環境を含め、子どもの成長を支える社会の実現に向けて必要な対応を行います。

(5) 県民

県民は、子どもの権利の理解と尊重に努め、子どもの成長を支える社会の実現に向けて必要な対応を行います。

Ⅲ おわりに

全ての子どもが健やかに育っていくことは、全ての人の共通の願いです。しかしながら、子どもの権利を基本理念として捉えていく考え方はまだまだ浸透しているとは言えません。

県におかれては、この報告書の内容を関係者に幅広く周知され、県民をはじめ多くの方々との議論を深めるなかで、子どもの権利が守られる社会づくりのための新たな条例の制定に向けて、より一層のご努力をいただくことを期待します。

参 考 資 料 編

1 検討経過

開催日	概要
第 18 回滋賀県子ども若者審議会 令和 4 年 12 月 27 日	滋賀県子ども若者審議会へ諮問 条例検討部会の設置
第 1 回条例検討部会 令和 5 年 3 月 6 日	趣旨説明 子どもを取り巻く課題認識等
第 2 回条例検討部会 令和 5 年 6 月 13 日	子どもの意見を聴く・施策へ反映させる仕組みづくりについて
第 3 回条例検討部会 令和 5 年 8 月 24 日	子どもの権利・基本理念・責務役割について
第 4 回条例検討部会 令和 5 年 11 月 21 日	条例の全体構成について 目的・子どもの権利・基本理念・責務役割について 計画・審議会について
第 5 回条例検討部会 令和 6 年 1 月 23 日	子ども等からの意見聴取の状況について 目的・基本理念・責務役割等に関するたたき台について 子どもの意見聴取・施策への反映に関する規定について
第 6 回条例検討部会 令和 6 年 4 月 19 日	これまでの議論を踏まえた全体像について 子ども等からの意見聴取の結果について
第 7 回条例検討部会 令和 6 年 5 月 21 日	(仮称) 滋賀県子ども基本条例 検討報告書(案)について
第 8 回条例検討部会 令和 6 年 6 月 11 日	(仮称) 滋賀県子ども基本条例 検討報告書(案)について
第 20 回滋賀県子ども若者審議会 令和 6 年 6 月 14 日	(仮称) 滋賀県子ども基本条例 検討報告書(案)について

2 滋賀県子ども若者審議会委員名簿

(50音順、敬称略)

氏 名	現 職
池内 正博	(一社)滋賀県労働者福祉協議会 理事
磯部 美也子	奈良大学社会学部 教授
猪田 誠	東近江市こども政策課 課長
宇野 真利亜	滋賀県国公立幼稚園・こども園長会 会長
大谷 琢央	滋賀県PTA連絡協議会 監事
落川 昌子	滋賀県市町保健師協議会 理事
金山 里美	(特非)四つ葉のクローバー
菊地 美和子	滋賀県民生委員児童委員協議会連合会 理事
静永 賢瑞	(一社)滋賀県保育協議会 会長
炭谷 将史	花園大学社会福祉学部 教授
住吉 厚志	草津市立玉川小学校 校長
田原 賢	(一社)滋賀経済産業協会
富長 弘宣	滋賀県青年団体連合会 会長
西村 嘉記	公募委員
野田 正人	立命館大学大学院人間科学研究科 特任教授
原 未来	滋賀県立大学人間文化学部 准教授
春田 真樹	滋賀県児童福祉入所施設協議会 会長
廣瀬 香織	(一社)ママパスポートコミュニティ 代表理事
福原 猛	甲良町 教育次長
藤井 駒里	公募委員

3 滋賀県子ども若者審議会条例検討部会委員名簿

(50音順、敬称略)

氏 名	所 属 等
伊崎 葉子	特定非営利活動法人ほんわかハート 理事長
伊丹 稔	近江八幡市立八幡東中学校 校長
植松 潤治	社会福祉法人滋賀県障害児協会 湖北グリーブクリニック 総院長
北居 理恵	スクールソーシャルワークスーパーバイザー 特定非営利活動法人Take-Liaison 副理事長
崎山 美智子	公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会 理事長
佐々木 マリアナ 春美	日本語指導員
柴田 雅美	滋賀県フリースクール等連絡協議会
住田 光生	大学生
田井中 歩乃佳	高校生
田中 洋一	CLUB ATTRACTION 理事長
中澤 成行	滋賀県立長浜北星高等学校 校長
中村 凜之介	長浜市地域おこし協力隊
野田 正人	立命館大学大学院人間科学研究科 特任教授
堀江 昌史	能美舎 代表
宮嶋 加奈江	草津市立渋川小学校 教諭
山本 一成	滋賀大学教育学部 准教授
山本 久子	滋賀弁護士会

4 滋賀県子ども若者審議会への諮問書（令和4年12月27日付滋子青第2695号）

滋 子 青 第 2 6 9 5 号

令和4年(2022年)12月27日

滋賀県子ども若者審議会会長 様

滋賀県知事 三日月 大造

「(仮称)子ども基本条例」の策定について（諮問）

子どもは次代を切り拓く存在であり、私たちの希望です。今こそ、すべての子ども一人ひとりが尊重され、年齢や発達の程度に応じた適切な支援を受けながら、安全・安心な環境の中で愛されて育ち、自らの夢や志に向けて学び成長していくことができる社会づくりが求められています。

本県ではこれまでから、平成18年に「滋賀県子ども条例」を制定するなど、全国に先駆けた取組を進めてまいりましたが、条例制定から16年が経過し、子どもを取り巻く環境も大きく変化しています。主体的に考え探究する生き生きとした子どもの姿が見られる一方で、虐待や貧困といった困難な状況や、ネット上での著しい権利侵害等の課題も顕在化しています。本年6月にはこども基本法が制定され、子ども政策への関心も高まる中、当事者である子どもの権利や意見をより重視する「子どものために、子どもとともにつくる県政」の実現が必要です。

県民の皆さんから親しまれ、愛されているびわ湖のように、子どもを中心に置き、子どもが幸せに成長し、大人が子育ての喜びを実感できる滋賀を、今の時代にふさわしい新たな条例の策定を通じ、県民の皆さんと思いを共有しながら実現していきたいと考えています。

そこで、「(仮称)子ども基本条例」の策定について、滋賀県附属機関設置条例第2条（平成25年滋賀県条例第53号）に基づき、貴審議会の意見を求めます。

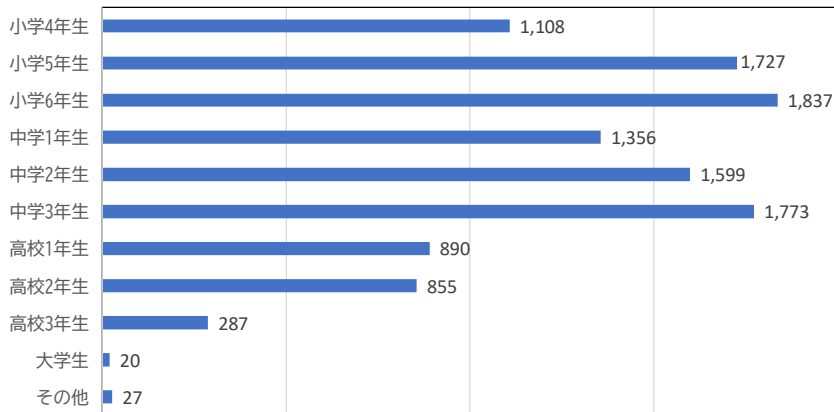
なお、審議にあたっては、福祉、教育、医療、保健、療育など子どもに関わる幅広い分野の関係者の参画を得るとともに、条例の思いが子どもたちに届くよう、子どもの目線で、子どもの声を取り入れながら、子どもに分かりやすい内容に御配慮をお願いします。

5 子どもへのアンケート結果

子どもの意見聴取（WEBアンケート）

- 実施期間 令和5年11月22日～令和6年1月31日
- 実施対象 県内の小学4年生～大学生（小学3年生以下でも回答は可）
- 回答数 11,479件
- 質問項目 自由記述3問
 - ①滋賀県（知事）に伝えたいことがあるとき、だれを通じて、どんな方法があれば言えると思いますか。
 - ②意見や気持ちを言いやすくするためには、どういう雰囲気や決まりがあったらいいと思いますか。
 - ③子どもたちの権利を守るために、大人にやってほしいことはありますか。また、自分たちでできることはありますか。

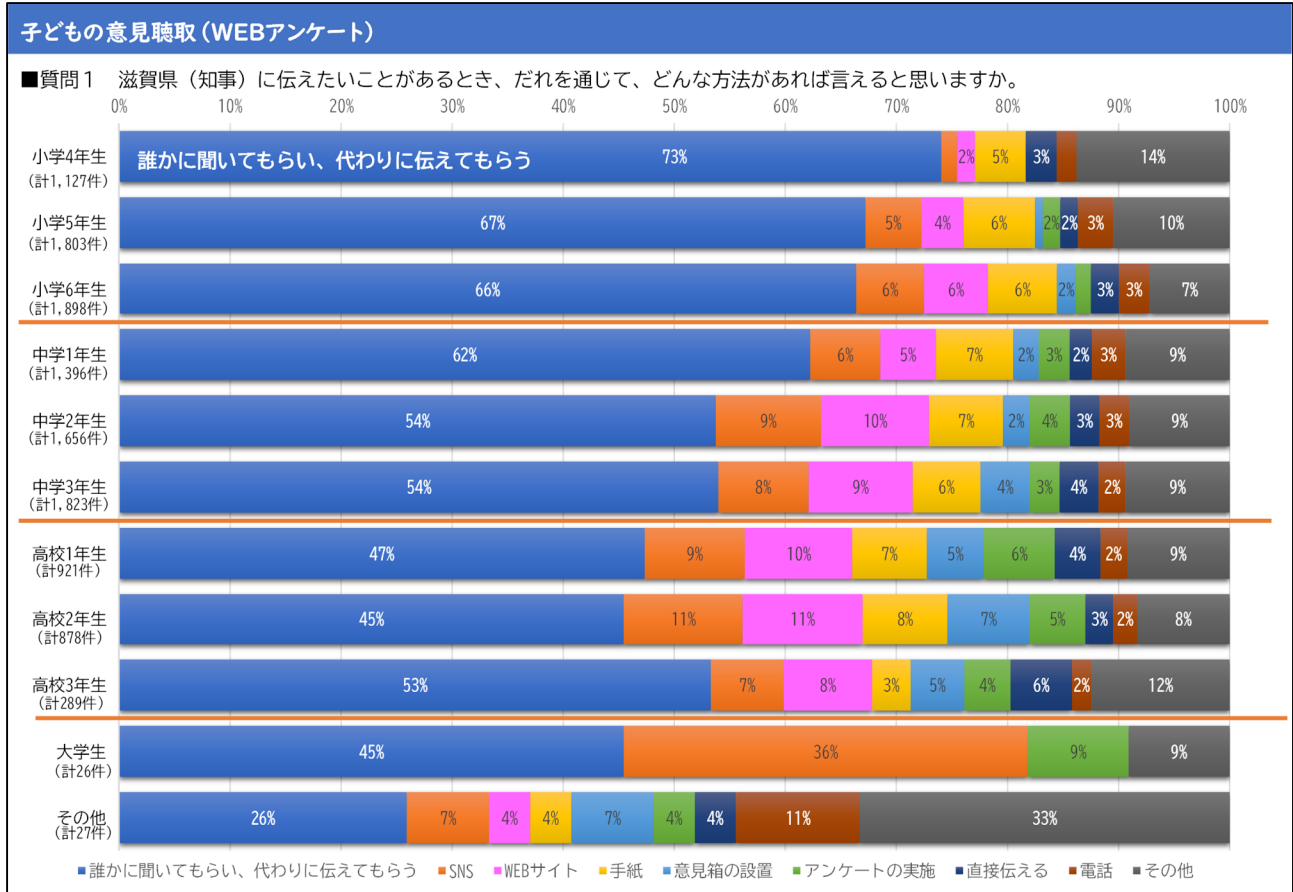
■ 学年別回答者数



子どもの意見聴取（WEBアンケート）

■質問1 滋賀県（知事）に伝えたいことがあるとき、だれを通じて、どんな方法があれば言えると思いますか。

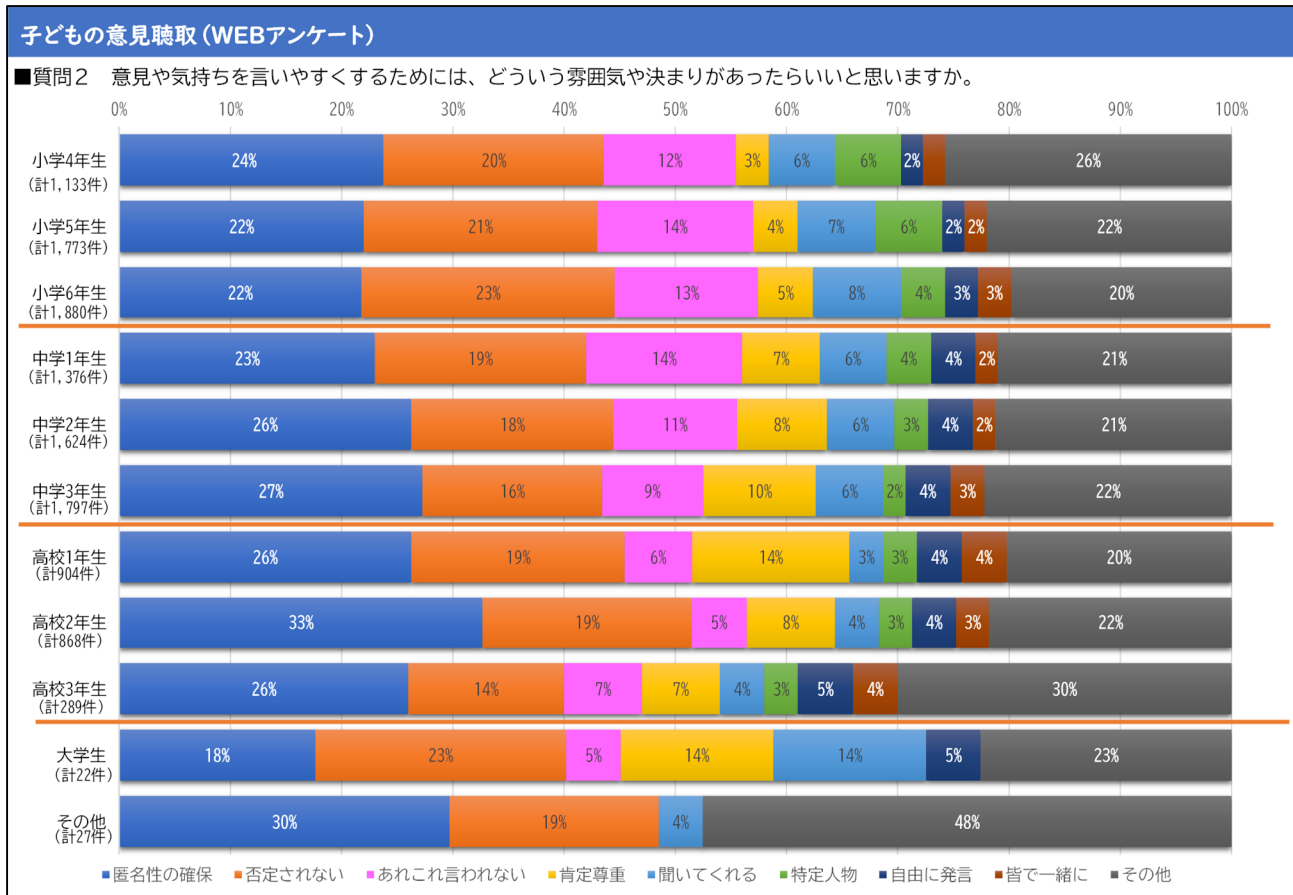
回答（内容により分類）	回答数	主な意見	誰に	回答数
誰かに聞いてもらい、代わりに伝えてもらう	7,046 (59%)	自分が言いたいことをお母さんに代わりに伝えてもらう。 自分の考えを否定せずに聞いてもらえる大人に伝えてもらう。	家族 (1,786)	1,270
文書等により直接伝える方法	SNS	819 SNSを通じれば周りを気にせず、自分の意見を言えると思う。 (7%) 直接は難しいから、SNSなどを通じて伝えよう。	親	516
	WEBサイト	808 滋賀県ホームページに、言いたいことを伝えることができる場所を作りそこに書き込む。	家族	476
	手紙	745 手紙で伝える。 / 自分の意見は手紙などで直接伝えたい。なぜなら、誰かに代わり伝えてもらうと、自分の言葉でなくなってしまう気がするから。	友達	300
	意見箱の設置	333 (3%) 学校にいつでも意見を伝えられる意見箱を設置する	身近な人	120
	アンケートの実施	324 このような匿名が保障されているアンケートならだれにとっても相談しやすい環境が実現すると思います。	身近な大人	110
	メール	120 誰かを通して自分の意見がちゃんと伝わらないかもしれないので直接メールや手紙などで伝える。	知り合い	79
	匿名性	41 誰が言ったかわからないような方法 誰にも知られずに滋賀県に伝える方法	近所の人	72
口頭で直接伝える方法	直接伝える	322 直接知事と話せるような場があればいいと思う。フレンドリーな感じで親しめるような雰囲気があれば伝えやすいと思う。	年齢に関する回答	563
	電話	308 電話で聞いてもらう。 (3%) 緊張するかもしれないから電話で話し合う。	年上	55
	相談できる窓口	19 伝える専用の窓口が必要だと思う。 子ども専用の窓口を作る	年の近い人	888
意見を出し合う方法	誰かと一緒に伝える	148 (1%) 自分と同じ意見の人を集めて伝える。	同い年の人	50
	皆で意見を出し合う場	34 子供みんなで、話し合える時間ができればいいとおもう出来ればいいと思う。 知らない人同士で集まって、グループディスカッションのように意見を出し合う	信頼できる人	115
	その他	202 私が上手く話せなくても、意見をしっかりと汲み取ってくれるような人に、言いやすい環境で聞いてもらえる。	信頼できる大人	33
特になし	500 (4%)		話しやすい人	68
無関係	76		先生・学校	827
			市町	289
			自治会等地域の人	40
			その他	246



子どもの意見聴取 (WEBアンケート)

■質問2 意見や気持ちを言いやすくするためには、どういう雰囲気や決まりがあったらいいと思いますか。

回答（内容により分類）	回答数	主な意見
匿名性の確保	2,931 25.1%	秘密は守るということを言われたら安心して言おうという気持ちになれる。色んな人に内緒で困ったことが言える。
自分の意見を否定されない	2,246 19.2%	意見を頭ごなしに否定しないこと。自分の意見を否定されたりせず、一意見として認めてもらえる。
意見を言っても周りからあれこれ言われない	1,274 10.9%	意見に対して嫌な事を言わない。意見に対して冷やかしゃ、馬鹿にする行為をしないようにする。
自分の意見を肯定・尊重される	819 7.0%	どんな意見でも尊重される。少数派の意見もしっかり尊重する。自分の意見を認めてもらえる。
しっかりと聞いてくれる	708 6.0%	自分の意見を素直に聞いてくれる。みんなが聞く姿勢を大切に。
特定の人物に言う	448 3.8%	質問1の回答と同傾向（家族や友達）
自由に発言できる	383 3.3%	嫌なことや悩み事をすぐに言える。皆が言いたい事を言える。人の目を気にしなくても意見を言える。
みんなで一緒に考える・言う	303 2.6%	他の人と意見を考えられるようにする。意見を聞いて自分が思ったこと、感じたことをみんなで話し合う。
明るく楽しい雰囲気	267 2.3%	全員が遠慮せず言えるような明るい雰囲気。暗くならず明るく自分の意見が気軽に言えるといいな。
やさしい雰囲気に対応される	221 1.9%	大人が厳しい顔をせずに優しい顔で話を聞くようにする。意見を言って間違っていれば優しく教えてくれる。
穏やか・和やかな雰囲気	182 1.6%	和やかでみんなが意見を言いやすい雰囲気を作ったらいい。堅苦しい空気じゃなく少し緩い雰囲気があればよいと思う。
その他雰囲気	560 4.8%	「意見を言うことは当たり前」という雰囲気を作れたらいいと思う。
その他決まり	400 3.4%	自分の意見が取り入れられる。大人が子どもに偉そうな態度を取らない。子どもやからという考えをなくす。
その他手段	377 3.2%	定期的なアンケートの実施 SNSの活用
ない・関係なし	574 4.9%	



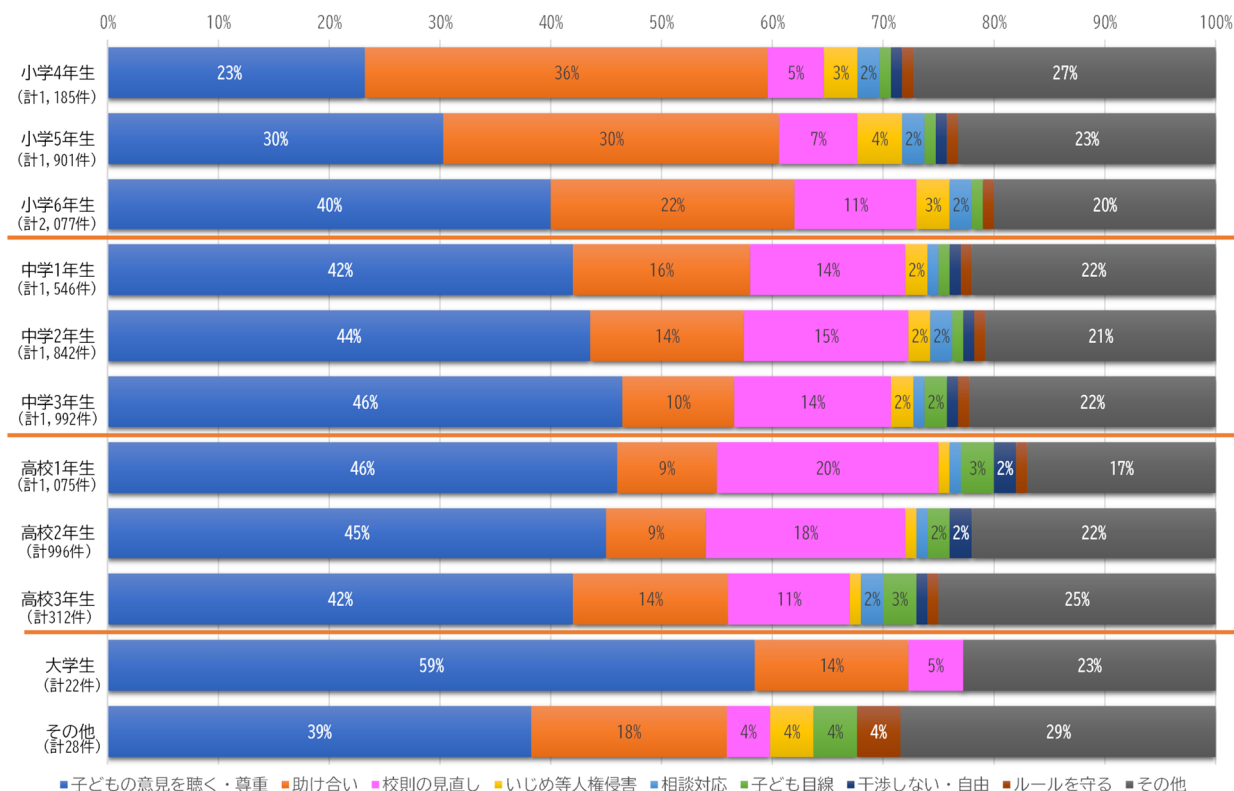
子どもの意見聴取 (WEBアンケート)

■質問3 子どもたちの権利を守るために、大人にやってほしいこと、自分たちでできることはありますか。

回答 (内容により分類)	回答数	主な意見
子どもの意見を聴く・尊重	5,124 39.6%	自分達のことを決めるときに自分達の意見を言える場がある。 このアンケートのように、定期的に子どもが意見する機会を設けてほしい。
助け合い	2,400 18.5%	誰かが困っていたら助けるし、自分が困っていたら助けてもらえる。 いざというときに守ってくれる。
校則の見直し	1,652 12.8%	校則に生徒らの意見を取り入れられるようにする。 今の校則がある理由を説明してもらえたり意見が言える場の確保。
いじめや差別など人権侵害がない	288 2.2%	イジメや差別から守ってほしい (大人に)。 自分もいじめをされてる人がいたら注意する。
相談に乗ってもらえる	209 1.6%	気軽に相談できる場をもうけて欲しい。 大人になんでも相談できる。
子ども目線に立つ	198 1.5%	もうちょっと子供の立場になって考えてほしい。 子供を下に見ないで欲しい。
干渉しない・自由	130 1.0%	大人が子供に対して干渉しすぎない。 子供を縛りすぎずに温かく見守ってほしい。
ルールを守る	122 0.9%	大人も子供もルールを守ってほしい。 子供がやってはいけないことは大人も絶対にやらないでほしい。
やさしく接してほしい	121 0.9%	いつも優しく支えて欲しい。 困っていたら優しく声をかけ助けてほしい。
決め付けしないでほしい	118 0.9%	大人だから、子供だからという考えをなくす。 大人だけで勝手に子供の考えを決めつけないこと。
全ての子どもが平等	106 0.8%	誰にでも平等に接してほしい。 みんな平等に接してほしいし、自分も平等に接する。
金銭的支援	94 0.7%	学費の心配をさせないでほしい。 学費や医療費を無償化してほしい。
押し付けしないでほしい	64 0.5%	大人の価値観や理想を押し付けたくないこと。 こうしろみたいな雰囲気やめてほしい。
その他	962 7.4%	自分たちが子どもにどのような権利があるか知ること。 自分たちに関係することやルールは詳しく理由など説明をしてもらえる
なし/関係なし	1,359 10.5%	

子どもの意見聴取（WEBアンケート）

■質問3 子どもたちの権利を守るために、大人にやってほしいこと、自分たちでできることはありますか。



対面アンケート 主な意見（WEBアンケート回答にはない特徴的な意見）

■質問1 滋賀県（知事）に伝えたいことがあるとき、だれを通じて、どんな方法があれば言えると思いますか。

病院や市役所などにもっと通訳がいてほしい。

■質問2 意見や気持ちを言いやすくするためには、どういう雰囲気や決まりがあったらいいと思いますか。

聞こえにくい子どもには、大きな声と口で言う。ゆっくり言うなど工夫してほしい。

責められず、ひていされず、やさしい目で聞いてほしい。

相談などをする時にこわい顔や目でみないでほしい。

外国人に大きな偏見があるので、もっと関心や支援、知識を深める必要がある。

アイスブレイクをする。司会や書記などグループで役わりを決める。

■質問3 子どもたちの権利を守るために、大人にやってほしいこと、自分たちでできることはありますか。

聞こえにくい子が習いごとや塾に行くとき手話や字幕をつけるお金をタダにしてほしい。

障害についてもっと理解を深めてもらいたい。

1人の人間として見てほしい。

日本人と外国人の社会的なつながりが増えてほしい。

「できません」「わかりません」を言える環境づくり。

子どもたちの「やってみたい!」「してみたい!」を聞いて、それを実現させる。

「おかしい」と思うことに対して大人が声をあげる。